

武器及び銃砲弾並びにこれらの
部分品及び附属品

狩猟用銃弾、鉛を詰めた護身用
のつえ



武器及び銃砲弾並びにこれらの
部分品及び附属品

重要な部・類の注

《第 93 類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の注の規定》

【注】

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 36 類の物品（例えば、火管、雷管及び信号せん光筒）
 - (b) 第 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（第 15 部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第 39 類参照）
 - (c) 装甲車両（第 87.10 項参照）
 - (d) 武器とともに使用するのに適する望遠照準器その他の光学機器（第 90 類参照。火器に装備したものと及び装備する火器とともに提示するものを除く。）
 - (e) 弓、矢、フェンシング用剣及びがん具（第 95 類参照）
 - (f) 収集品及びこつとう（第 97.05 項及び第 97.06 項参照）

出題例

【問題】 次のうち正しい記述はどれか。

- ①鉛を詰めた護身用のつえ、剣道用木刀は、どちらも第 93 類に分類される。
- ②刀剣、手榴弾は、どちらも第 93 類に分類される。
- ③拳銃、武器用望遠照準器は、どちらも第 93 類に分類される。

武器及び銃砲弾並びにこれらの
部分品及び附属品

解答

【問題】 次のうち正しい記述はどれか。

- ①鉛を詰めた護身用のつえ、剣道用木刀は、どちらも第 93 類に分類される。
- ②刀剣、手榴弾は、どちらも第 93 類に分類される。
- ③拳銃、武器用望遠照準器は、どちらも第 93 類に分類される。

【解答】 ②

- ①鉛を詰めた護身用のつえは第 93 類に分類されるが、剣道用木刀は第 95 類（がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品）に分類される（第 93 類注 1 (e) 参照）。
- ③拳銃は第 93 類に分類されるが、武器用望遠照準器は第 90 類（光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品）に分類される（第 93 類注 1 (d) 参照）。